

資料No. 1

第3次紫波町男女共同参画推進計画 の概要について

【第3次紫波町男女共同参画推進計画について】

【男女共同参画推進計画の概要】

1 計画の趣旨

「男女共同参画推進計画」とは

- 町の男女共同参画の取組を推進するため、「町が目指す姿」、「基本方針・重点項目・具体的方策」等を示す計画です。
- 平成26年3月に策定した「第2次男女共同参画推進計画」が令和6年3月をもって計画期間が終了するため、新たな「第3次男女共同参画推進計画」を策定します。

2 計画策定の根拠・位置づけ

- 本計画は「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の規定に基づき策定する計画です。
- 本計画は、「第三次紫波町総合計画」の個別計画です。

【第3次紫波町男女共同参画推進計画について】

【男女共同参画推進計画の概要】

3 計画の期間

- 平成15年度に第1次計画を策定し、今回策定する計画は第3次計画に位置付けられます。
- 計画期間は、令和6年度～令和15年度(10年間)です。

年度	名称	計画期間	備考
平成15年度	男女共同参画〈紫あ波せあっぷるプラン〉 策定	平成16年度～平成25年度	
平成25年度	第2次紫波町男女共同参画推進計画 〈紫あ波せあっぷるプランⅡ〉 策定		
平成28年度	第2次紫波町男女共同参画推進計画 〈紫あ波せあっぷるプランⅡ〉 改定	平成26年度～令和5年度	「女性活躍推進法」の制定
平成30年度	【現行計画】 第2次紫波町男女共同参画推進計画 〈紫あ波せあっぷるプランⅡ〉 改定		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定
令和5年度	【次期計画】 第3次紫波町男女共同参画推進計画 策定	令和6年度～令和15年度	

【第3次紫波町男女共同参画推進計画について】

【計画策定の視点・方向性】

①第2次計画の達成状況

第2次計画の「目指す項目」、「目指そう値」の達成状況に応じて、計画内容を見直します。

②法令・社会情勢等の変化

男女共同参画に関する社会情勢の変化、国・県の計画等を踏まえ、計画内容を見直します。

③町の施策・計画等との整合性

町の教育、福祉、育児、仕事、健康づくり等の施策、計画等との整合性を図ります。

④男女共同参画に関する意識調査の結果

令和4年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための意識調査」の調査結果により、男女共同参画に係る町民の意識、町の課題等を分析し、計画内容を見直します。

⑤性の多様性の尊重

性的マイノリティ(LGBTQ)等の多様な性的指向・性自認(性の多様性)が認められ、個人として尊重される社会の推進について計画に位置付けます。

【第3次紫波町男女共同参画推進計画について】

【令和4年度男女共同参画社会づくりのための意識調査の結果①】

分野	調査結果
1. 家庭での役割分担	<ul style="list-style-type: none">「家庭内の立場は男女平等」と回答する人が増加。また、「性別固定役割に同感できない」と回答する人も増加した。家庭内の分担については、子育て以外の「食事のしたく」、「掃除・洗濯」、「食後の後片付け」などの<u>家事における女性の負担が依然高い状況</u>にある。
2. 子育て	<ul style="list-style-type: none">男性の子育てへの参画意識と、実際の参加割合が高まっている。子育て支援方策は、「金銭的支援・負担軽減」、「保育施設」、「仕事との両立支援」が求められている。
3. 介護	<ul style="list-style-type: none"><u>施設での介護を希望する人が増加</u>。一方で、「<u>ケアの役割は女性が担うもの</u>」という認識が男女ともに根強い。
4. 健康	<ul style="list-style-type: none">健診等を受診していない割合は男女ともに1割程度。<u>子宮頸がん・乳がん検診を受診していない女性は4～5割</u>の結果に。必要性を感じないという声がある一方、<u>小さな子どもを連れて行けない</u>という声も見受けられた。

【第3次紫波町男女共同参画推進計画について】

【令和4年度男女共同参画社会づくりのための意識調査の結果②】

分野	調査結果
5. 就業・働きやすさ	<ul style="list-style-type: none">「職場での待遇や働きやすさ」については大幅に改善傾向。離職や就業形態を変更した経験のある人への質問では、<u>女性が結婚や出産を機に離職をしている割合が高い</u>ことが分かった。女性においては、ワーク・ライフ・バランスの充実のほかに、<u>退職後の再就職支援などが求められている</u>。
6. 地域社会	<ul style="list-style-type: none">多くの項目で改善傾向に見られたが、<u>お茶入れや調理、子ども会の世話役などは女性が担っている割合が依然として高い</u>。
7. 性的マイノリティ (LGBTQ)	<ul style="list-style-type: none">メディア等の報道により認知度が上昇し、「LGBTQ」という言葉を知らない人は1割となつたが、<u>言葉の意味を知っている人は4割に留まっている</u>。理解促進のために「<u>社会制度の見直し</u>」を求める声が多く、「<u>パートナーシップ制度の導入</u>」については<u>約6割が必要と回答</u>した。
8. 男女共同参画社会 実現に向けて	<ul style="list-style-type: none">現状の達成度合いについて、3割の人が「達成できている」と評価する結果に。年代別では、40～60代で「達成できていない」と回答する人の割合が高い結果となつた。実現に向けて必要なことは、「<u>男性への家事育児への参画</u>」が男女ともにトップであった。男性2位は「制度の見直し」と家庭への参画のために労働環境の改善を求められている。

【第3次紫波町男女共同参画推進計画について】

【第3次計画の素案(施策の展開)】

1 目指す将来像

性別にかかわらず、「人」と「人」がお互いの意思と立場を尊重しながら自立し、支え合い、いきいきと暮らすため、すべての住民が男女共同参画の意義を理解し、行動する社会を目指します。

【第3次紫波町男女共同参画推進計画について】

2 基本方針・重点項目・具体的方策

【女性の参画】 基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます

重点項目	現状・課題	具体的方策
①政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none">▶ 町の法定審議会等の女性割合が3割程度と低く、女性の意見が反映されづらい▶ 役職は「男性がなるものだ」と考える人が多く、<u>男女平等な参画の啓発</u>が必要	<ul style="list-style-type: none">▶ ポジティブ・アクションによる審議会等への女性割合の目標設定▶ 男女平等の市民参加を進め、女性の意見をまちづくりに生かす▶ 政策・方針決定過程への参画に係る情報の入手や発信が、誰でも平等にできる環境の整備▶ <u>あらゆる分野の意思決定過程における男女共同参画推進の普及啓発</u>
②NPO、コミュニティ活動における男女共同参画推進	<ul style="list-style-type: none">▶ 町の自治組織の<u>代表がほぼ男性</u>▶ <u>多様な視点</u>による組織運営、事業展開を行うため、女性参画の推進が必要	<ul style="list-style-type: none">▶ 自治組織やNPO等の意思決定に女性が参画する働きかけ▶ 活躍する団体相互の情報交換による活性化▶ 活動時の託児や介護サービス体制の整備推進
③男女共同参画の視点を取り入れた災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none">▶ 災害発生時は、女性の意見やニーズが反映されにくく、DV等の社会的課題が顕在化する傾向がある▶ <u>平常時から防災に関する意思決定への女性の参画</u>が必要	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域防災計画策定過程への女性の参画▶ 自主防災組織の意思決定過程に女性が参画する働きかけ▶ 災害対応時の男女の違いへの配慮の取組・普及啓発▶ <u>男女共同参画の視点に立った自主防災組織、地域リーダー等の育成</u>

【第3次紫波町男女共同参画推進計画について】

【就業・働きやすさ】 基本方針Ⅱ 仕事と生活の調和がとれた社会を目指します

重点項目	現状・課題	具体的方策
①働きやすい職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none">➢ 雇用機会、待遇に関して男女の不平等を感じる人が多い➢ 女性は出産などを機に一旦職を離れる人も多く、再就職が難しい➢ 休暇制度充実、労働時間の短縮等の労働環境の整備が望まれる	<ul style="list-style-type: none">➢ 男女均等な雇用機会と待遇の維持、確保の働きかけ➢ <u>女性の就業・再就業への支援</u>➢ ワーク・ライフ・バランス実現のための普及啓発(働く時間・場所の見直し、休業・休暇制度の利用促進等)➢ 女性の能力開発の支援に関する情報提供
②女性の活動・起業への支援	<ul style="list-style-type: none">➢ 地域活動、ビジネスにおける女性の進出・活躍が期待される➢ 市民活動、活動団体の組織化・運営等に関する相談体制の充実化、資金的な支援の継続が望まれる	<ul style="list-style-type: none">➢ 起業を目指す人への支援(セミナー、事業計画の策定支援、創業体験等)の情報提供➢ 起業に関する国・県等の融資制度、補助金等の情報提供➢ <u>6次産業等のビジネスチャンスを増加させるための支援</u>➢ 公益活動団体に対する地域づくり活動補助金の交付
③農林業・自営業におけるパートナーシップ	<ul style="list-style-type: none">➢ 経営に関する方針決定へ男女が対等に参画する必要がある➢ 農林業を営む家族内における労働時間、報酬などの労働条件の明確化への意識定着が進んでいない	<ul style="list-style-type: none">➢ <u>農林業・商工自営業に従事する女性の方針決定の場への参加の推進</u>➢ 家族経営協定の締結の促進、労働に対する適正な評価の周知➢ <u>労働時間、報酬等の労働条件の適正化・明確化の促進</u>➢ 農林業・商工業等に関わる女性の社会参加、交流の支援

【第3次紫波町男女共同参画推進計画について】

【社会づくり・女性の健康】 基本方針Ⅲ 男女が共に支え合い、心豊かで安全安心な社会づくりを進めます

重点項目	現状・課題	具体的方策
①地域ぐるみの子育て・介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 女性進出が進まない原因として、「育児や介護により時間的余裕がないこと」が最も多い ➤ 子育てサービス、介護サービスの充実が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ きめ細かな子育て支援環境の整備 ➤ 子どもの成長を見守る活動の支援とネットワークづくり ➤ 子育て支援ボランティアの活動支援、情報発信 ➤ 福祉サービス・介護サービスの充実と適正なサービスの提供
②女性へのあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県内の女性暴力に関する相談件数は微増傾向にあり、相談内容が複雑化、多様化 ➤ 女性暴力の防止に関する教育・啓発、相談体制の整備、関係機関との連携強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 紫波町住民基本台帳事務等におけるDV・ストーカー行為等の被害者支援措置 ➤ 盛岡広域圏での連携による町内事案に対するきめ細かな対応、DV相談窓口の周知 ➤ 女性へのあらゆる暴力の防止に向けた普及啓発・教育の推進 ➤ 警察等の関係機関との連携強化
③生涯を通じた女性の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 身体的性差、ライフステージに応じた健康支援が必要 ➤ 町内の女性のうち子宮頸がん・乳がん検診を受診しない人が多い ➤ 男女が互いの身体的性差を正しく理解する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 妊娠、出産、子育て期等のライフステージに応じた切れ目のない女性の健康支援・相談機能の充実 ➤ 男女の身体的性差に応じた健康支援 ➤ 性と生殖に関する理解の普及啓発・保健教育の実施

【第3次紫波町男女共同参画推進計画について】

【意識啓発】 基本方針Ⅳ 性別にかかわらず人々がお互いを尊重する意識の定着を図ります

重点項目	現状・課題	具体的方策
①男女平等に関する普及啓発・教育の推進	<ul style="list-style-type: none">➤多くの人が「男女間の不平等」を感じており、男女間で認識に差がある➤意識啓発、発達段階に応じた学習・教育の機会の充実が必要	<ul style="list-style-type: none">➤男女平等、人権に関する研修、普及啓発事業の実施➤男女平等、人権尊重に関する教育の推進➤教育関係者、児童・生徒の保護者等への研修機会の確保➤男女共同参画、人権に関する情報提供や関連資料の整備➤人権擁護等の関係機関との連携強化
②固定的性別役割(意識)の解消と慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none">➤家庭内での役割分担について、依然として女性の負担が大きい➤固定的性別役割(意識)を解消し、男性の家事、育児、介護等への参画を促す必要がある	<ul style="list-style-type: none">➤ジェンダーに起因する課題把握と相談対応➤意識調査による家庭の実態把握➤固定的性別役割(意識)の解消に向けた普及啓発➤男性の家事、育児、介護等への参画の普及啓発➤育児、食育など家庭教育と連携した男女共同参画の推進
③性の多様性に関する理解の増進・支援	<ul style="list-style-type: none">➤性別を理由とした差別、偏見により、苦しみ、不利益を被っている方が多くいる➤「LGBT」という言葉の意味を知っている人が半数を下回る➤性的マイノリティへの理解を増進する必要がある	<ul style="list-style-type: none">➤性的マイノリティへの差別・偏見解消のための普及啓発➤性の多様性の理解に関する普及啓発・教育➤パートナーシップ制度による性的マイノリティへの支援